

医療法人社団敬仁会
訪問介護・介護予防・日常生活支援総合事業
訪問介護ステーション“悠久”運営規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、医療法人社団敬仁会訪問介護ステーション“悠久”(以下「事業所」という。)が行う訪問介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関し、必要な事項を定める。

(事業の目的)

第2条 この事業は事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者(以下「訪問介護員」という。)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な訪問介護及び訪問型サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 事業所の訪問介護員等は、要介護者・要支援者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事の介護その他生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス情報及び居宅サービス計画の提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 訪問介護ステーション“悠久”
- (2) 所在地 神奈川県小田原市成田 462 番地 1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1 名(常勤兼務)
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元化に行う。
- 2 サービス提供責任者 1 名(常勤兼務)
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護及び指定訪問型サービスの利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画及び訪問型サービス計画の作成等を行う。
- 3 訪問介護員等
訪問介護員等は、指定訪問介護及び指定訪問型サービスの提供にあたる。

職 種	資 格	人 員
管理者	介護福祉士、介護支援専門員	非常勤(兼務) 1名
サービス提供責任者	介護福祉士	常勤(兼務) 1名
訪問介護員	介護福祉士	非常勤(兼務) 6名 非常勤 6名
訪問介護員	ヘルパー2級	非常勤(兼務) 1名

(営業日・営業時間)

第6条 事業所営業日及び営業時間は次の通りとする。

- (1) 営業日は365日年中無休とする。
- (2) 営業時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。
- (4) サービスの提供は、365日、24時間行うものとする。

(訪問介護・訪問型サービスの内容)

第7条 訪問介護及び訪問型サービスの内容は、次の通りとする。

- (1) 身体介護
 - ア 食事の介助等
 - イ 衣類着脱の介助
 - ウ 入浴、洗髪の介助
 - エ 通院等外出の介助(通院、散歩)
 - オ その他必要な介助(清拭等)
- (2) 生活援助
 - ア 調理(献立、調理、配膳、後片付け等)
 - イ 衣類の洗濯(洗濯、洗濯物干し、アイロンがけ等)
 - ウ 住居の清掃(室内・室外の掃除、家具等整理整頓)
 - エ 生活必需品の買い物(食料品、日用雑貨等)
 - オ その他必要な家事(医療機関等との連絡等)

(利用料)

第8条 訪問介護・訪問型サービスの内容は次の通りとし、訪問介護・訪問型サービスを利用した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護及び指定訪問型サービスが法定受領サービスであるときは、その1割又は2割及び3割とする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助

- 2 第10条に定める通常の事業の実地地域を越えて行なう訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の実地地域を超えた地点から片道1キロメートルあたり15円を徴収する。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時における対応方法)

第9条 訪問介護員等は、訪問介護・訪問型サービスを実地中に利用者の疾病に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実地地域)

第10条 通常の事業の実地地域は、小田原市、南足柄市、大井町、開成町、松田町及び箱根町の一部(湯本地区)の区域とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- 1 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催すると共に、その結果について従業者に周知徹底を図ること。又、適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 3 虐待の防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施すること。

(その他運営についての留意事項)

第12条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るため研修の機会を次の通り設けるとともに必要に応じ業務体制を整備する。

- | | |
|-----------|------------|
| (1) 採用時研修 | 採用後1ヵ月以内 |
| (2) 継続研修 | 毎月1回(法人研修) |
- 2 従業者及び従業者であった者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。
 - 3 前項の秘密保持の規定は、雇用契約の内容に加える。
 - 4 この規定に定めるものの他、必要な事項は医療法人社団敬仁会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(事故処理)

第13条 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し保管(5年)する。
- 3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理)

第 14 条 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。(年一回健康診断を受けるものとする。)

(苦情処理)

第 15 条 訪問介護及び訪問型サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した訪問介護及び訪問型サービスに関し、介護保険法第 23 条の規定からの質問若しくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した訪問介護及び訪問型サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

第 16 条 この規程に定める事項の外、運営に関する事項は医療法人社団敬仁会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則	この規程は平成 29 年 10 月 1 日から施行する。
	この規定は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
	この規定は平成 30 年 8 月 1 日から施行する。
	この規定は令和 元年 5 月 1 日から施行する。
	この規定は令和 3 年 6 月 16 日から施行する。
	この規定は令和 4 年 10 月 1 日から施行する。
	この規定は令和 5 年 6 月 1 日から施行する。
	この規定は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。